

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例施行規則を 廃止する規則の概要

第 1 廃止の趣旨

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例の廃止（令和 5 年条例第 24 号）に伴い、本規則を廃止する。

第 2 廃止の内容

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例施行規則の廃止

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（廃止条例の施行期日と同日）

岩見沢市規則第21号

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例施行規則を廃止する規則

岩見沢市在宅老人デイ・サービスセンター条例施行規則（昭和62年規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。